

再 評 価 書

事業名	一般国道167号第二伊勢道路	事業区分	道路事業	室名	道路整備室 (志摩建設事務所)
事業概要	工期	H8年度～H24年度	全体事業費	29,702百万円 (負担率: 国5.5: 県4.5)	
	(下段: 前回)	H8年度～H24年度	(下段: 前回)	29,702百万円 (負担率: 国5.5: 県4.5)	
事業目的及び内容					
<p>■伊勢から志摩間の道路の状況</p> <p>伊勢市と志摩地域を結ぶ主要なルートは、伊勢二見鳥羽ラインから鳥羽市を經由して国道167号を利用するルートと、最短距離で結ぶ県道伊勢磯部線（通称：伊勢道路）を利用するルートがあります。</p> <p>国道167号、県道伊勢磯部線とも、片側1車線の改良済み道路であり、伊勢志摩地域の生活・産業・観光を支援する道路です。また、大規模な災害時には、避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧等の広範な応急対策活動に利用される『緊急輸送道路』に指定されています。</p> <p>しかし、国道167号は、鳥羽駅や鳥羽港といった交通拠点を經由するほか、鳥羽水族館等の観光施設が立ち並ぶ鳥羽市街を通過することから、観光シーズンには慢性的に渋滞しています。</p> <p>また、県道伊勢磯部線は、伊勢神宮（内宮）近くの国道23号と交差する宇治浦田町交差点部において、休日や観光シーズンには慢性的に渋滞しているとともに、急峻な地形を通過するため、急カーブが連続する道路であり、過去5年間の平均事故件数は年間200件にも達するほど交通事故が多発しています。</p>					
<p>■事業目的</p> <p>国道167号、県道伊勢磯部線の交通渋滞を解消し、安全で円滑な交通の確保を図ります。</p>					
<p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画期間 17年間（平成8年度～平成24年度） ・全体事業費 29,702百万円（工事費：26,952百万円、用地補償費：2,750百万円） ・計画延長 L=7,600m（起点）鳥羽市白木町～（終点）伊勢市二見町松下 ・幅員 W=6.5（8.5）m ・主要構造物 トンネル 4本 橋梁 5橋 松下ジャンクション 鳥羽白木インターチェンジ 					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成17年に再評価を実施後、一定期間（5年）が経過し、事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条（3）に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>平成21年度末の事業進捗率は、73%（用地100%、工事72%）となっています。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>平成24年度の全線供用に向け事業を推進します。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>伊勢市と志摩地域を結ぶ主要な道路である一般国道167号と県道伊勢磯部線は、休日や観光シーズンに鳥羽市街地と宇治浦田町交差点部における渋滞が続いており、当該事業の必要性に変化はありません。</p> <p>また、県立志摩病院は、長年にわたり志摩地域の救急医療を担っていますが、医師数の減少により、平成21年3月から内科、平成22年7月から外科の救急体制が縮小され、志摩市内から伊勢市への救急搬送が増加しています。このことから、救急車両の円滑な通行のため、当該事業への期待が高まっています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

○事業区間全体の費用対効果分析は、

走行時間短縮便益	617億円
走行経費減少便益	124億円
交通事故減少便益	39億円
総便益	780億円
総費用	328億円

費用便益比は、「2.4」となります。

○通行車両1台・km当りの換算コスト 16円/台・km

4-2 地元の意向

伊勢志摩地区連絡協議会、伊勢志摩地区広域市町村圏議長会から、近畿自動車道伊勢線と観光リゾート地域の伊勢志摩の各拠点との連絡を強化する道路、また、志摩病院の医師不足による医療体制の縮小のための救急搬送道路として、第二伊勢道路を早期完成するよう強く要望されています。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

橋梁整備において、少数主桁の採用による建設コストの削減や、耐候性鋼材の使用による維持管理コストの削減を図っています。

5-2 代替案

事業の進捗状況及び費用対効果分析結果から、代替案はありません。

再評価の経緯

当該事業は、平成8年度に事業着手し、これまでに平成17年度に再評価を実施しています。

平成17年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承されています。

ただし、次の点について意見をいただいています。

- ①今後、全体計画の工事内容について変更があった場合は、その経過について詳細に説明するべきである。
- ②道路整備は多様な目的を持っているものと考えられる。したがって、今後は、道路整備の目的を主たる目的と副たる目的に分けるとともに、効果についても定量的と定性的に分けてわかりやすく説明されたい。
- ③費用便益比については、単に計算結果表のみを添付するのではなく、その見方及び考え方を箇条書きするなどわかりやすい説明に努めるとともに、日当たり交通量及び事業費を交通車両1台当たりに換算したコストを明確にされたい。
- ④コスト削減については、いつの事業実施時点に比べてどのような取り組みを行い、いくら削減したのか、について説明されたい。
- ⑤盛土の耐震性については、設計上の考え方を検討のうえ整理されたい。
- ⑥橋梁の耐久性の向上に向けて取り組まれたい。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。